

計 画 年 度
平成 2 4 年 ~ 3 2 年度

京都府における獣医療を提供する体制の
整備を図るための計画



平成 2 4 年 8 月
京 都 府

目 次

京都府における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画

第1	獣医療をめぐる情勢と獣医療提供の整備基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	近年の獣医療を取り巻く情勢の変化	
2	食料の生産現場における獣医師の役割	
3	小動物分野における獣医療の役割	
第2	整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標・・・・・・・・	3
1	診療施設及び主要な診療機器の整備の状況	
	(1) 診療施設	
	(2) 主要な診療機器等	
2	診療施設の整備に関する目標	
	(1) 開設主体ごとの診療施設の整備目標	
	(2) 地域ごとの診療施設の整備目標	
第3	獣医師の確保に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	獣医師の確保目標	
2	獣医師の確保対策	
第4	獣医療を提供する体制の整備が必要な地域・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第5	相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針・・・・・・・・	6
1	組織的な家畜防疫体制の確立	
2	診療施設・診療機器の効率的利用	
3	獣医療情報の提供システムの整備	
4	診療効率の低い地域に対する診療の提供	
第6	診療上必要な技術等獣医療に関する技術の向上に関する事項	8
1	卒後・生涯研修	
2	高度研修・臨床研修	
第7	その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項・・・・・・・・	9
1	飼養者の衛生知識の啓発・普及等	
2	広報活動の充実	
3	災害発生時における獣医療の提供	
4	人獣共通感染症サーベイランス	
5	傷病鳥獣の救護体制	
6	診療施設の整備	

第 1 獣医療をめぐる情勢と獣医療提供の整備基本方針

平成 22 年 8 月、国は獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）に基づき、平成 32 年度を目標とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を公表した。これを受け、京都府は国の基本方針に則し、以下に掲げた本府における獣医療の現状や課題対応への考え方などを踏まえ、平成 16 年に作成した「京都府における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」を見直し、新たに平成 32 年度を目標として本計画を策定するものとする。

1 近年の獣医療を取り巻く情勢の変化

本府の獣医療は産業動物、犬、猫、小鳥など家庭で飼育される小動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発達、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきた。

一方、近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化がみられる。特に牛海綿状脳症をはじめ、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫の国内発生など、家畜の伝染病が社会全体に大きな被害・影響を与えたことを受けて、平成 23 年 4 月には改正家畜伝染病予防法が公布されるなど、情勢は大きく変化している。

このような変化のもと、生活に欠かせない食料の安定供給とともに、動物の愛護や適正な飼養に関する意識の向上に伴い消費者や飼育者から期待される獣医療の水準はますます高まっている。

2 食料の生産現場における獣医師の役割

本府の畜産は、農業総産出額の約 18.6% を占め、野菜、米とともに基幹的な部門として、発展してきたところである。近年は、家畜飼養戸数については各畜種とも減少傾向にあるものの、1 戸当たりの飼養頭羽数は年々増加し、大規模農家においては、規模拡大が進んでいる。

府民の食生活の質が向上する中、食品の安全性に対する消費者の関心が以前にも増して高まっており、HACCP 方式等を導入した安全な畜産物の生産確保について獣医師の一層の貢献が期待されている。

一方、これらの分野に対する本府の獣医療の提供については、産業動物診療獣医師の高齢化が進行するとともに、農業関係団体における家畜診療業務からの撤退などの課題が生じている。

このような状況に対処し、今後の本府の獣医療を提供する体制の整備を図るために、産業動物分野については、「京都府酪農・肉用牛生産近代化計画」を踏まえたうえで、京都府農業共済組合連合会（以下、「農済連」という）等の地域の中核的家畜診療所を中心に診療施設及び機器等の計画的な整備を促進し、的確かつ迅速な診断及び診療内容の高度化を推進する。

また、家畜疾病の予防、畜産物の安全確保を図るため、「農林水産京力プラン」を踏まえ、各家畜保健衛生所を中心として、地域における防疫体制の確立、検査能率の向上等を推進するとともに、獣医療に関連する施設相互の機能及び業務の連携の促進を図り、効率的な診療体制の確立を図る。

平成19年5月に農林水産省が取りまとめた「獣医師の需給に関する検討会報告書」においても、獣医師の多くが小動物分野に進み、将来、産業動物獣医師が大幅に減少するほか、家畜衛生行政や公衆衛生行政に携わる公務員獣医師についても確保が困難になる懸念が示されている。これらの獣医師が口蹄疫等の家畜伝染病の防疫や食品の安全確保に重要な役割を担っていることを十分に認識し、獣医系学生の産業動物獣医療分野、公務員分野への誘導を促進するとともに、獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備を図る等獣医師の確保対策を推進する。

3 小動物分野における獣医療の役割

犬、猫、小鳥等の家庭で飼育される小動物分野における獣医療においては、動物愛護思想の普及等に伴い、一般家庭にふれあいや、ゆとりなどの安らぎを与える小動物の飼育頭数が増加するとともに、飼育動物の種類も多岐にわたっており、獣医療の内容は複雑多様化し、また、人獣共通感染症の観点からも、高度な診療機器の導入や診療技術の提供、健康管理に対する適切な保健衛生指導が求められている。

今後の小動物分野における本府の獣医療を提供する体制の整備を図るために、診療技術の高度化、保健衛生指導の充実を図るために、様々な研修等を利用した診療技術の習得体制や保健衛生指導の強化を促進する。

第2 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

診療施設の地域ごとの開設状況は、下表のとおりである。

地区名	産業動物	小動物・その他
山城地区	8	176
南丹地区	6	8
中丹地区	6	19
丹後地区	7	8
計	27	211

(2) 主要な診療機器等

地区名	主 要 な 機 器	
山城地域	<ul style="list-style-type: none"> ・生化学自動分析装置 ・落射型蛍光顕微鏡 ・細菌検査装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・高温高圧蒸気滅菌器 ・ガス滅菌器 ・超音波診断装置
南丹地域	<ul style="list-style-type: none"> ・生化学自動分析装置 ・落射型蛍光顕微鏡 ・細菌検査装置 ・ELISA分析装置 ・血球計算機 	<ul style="list-style-type: none"> ・高温高圧蒸気滅菌器 ・ガス滅菌器 ・ファイバースコープ ・超音波診断装置
中丹地域	<ul style="list-style-type: none"> ・生化学自動分析装置 ・落射型蛍光顕微鏡 ・細菌検査装置 ・遺伝子検査(PCR)装置 ・リアルタイムPCR装置 ・DNAシーケンサー ・病理検査装置 ・ELISA分析装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速液体クロマトグラフィー ・原子吸光分析装置 ・血球計算機 ・血清電気泳動装置 ・高温高圧蒸気滅菌器 ・ガス滅菌器 ・超音波診断装置
丹後地域	<ul style="list-style-type: none"> ・生化学自動分析装置 ・落射型蛍光顕微鏡 ・細菌検査装置 ・血球計算機 	<ul style="list-style-type: none"> ・血清電気泳動装置 ・高温高圧蒸気滅菌器 ・ガス滅菌器 ・超音波診断装置

2 診療施設の整備に関する目標

本府の産業動物分野における獣医療の提供は、現在、農済連等を中心に行われており、診療施設（診療機器等を含む。以下同じ）の整備に当たっては、家畜保健衛生所、農済連、農業関係団体、個人開業獣医師との機能及び業務の連携を推進する中で、各診療施設の計画的整備を行うことによって、的確化かつ、迅速な診療及び診療内容の高度化を促進する。

(1) 開設主体ごとの診療施設の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜疾病の予防、畜産物の安全の確保を図るため、地域における病性鑑定機能の充実及び検査効率の向上を図るための機器整備等を推進することとし、家畜保健衛生所が保有する検査機器等を当該地域の産業動物診療獣医師が利用する等その効率的な活用を促進する。

イ 農済連

本府における産業動物獣医療の中核的診療施設であり、基幹家畜診療所について、診療の効率化及び高度化のために必要な診療施設の整備を促進するとともに、これらの診療施設を産業動物診療獣医師が利用する等その効率的活用を促進する。

ウ 農業関係団体及び個人開業獣医師

家畜保健衛生所や農済連の所有する検査機器等の効率的な利用を基本とするが、遠隔のために利用が困難な場合等においては過剰な設備投資にならないよう配慮し、診療の効率化を図る機器等を主体に整備を促進する。

(2) 地域ごとの診療施設の整備目標

ア 京都山城地域

京都山城地域は、都市化の進展などにより、小規模の酪農、養豚及び養鶏は減少してきているが、都市近郊における生産流通の有利性を生かした、比較的規模の大きい乳用牛、採卵鶏等の専業経営が定着している。

乳用牛については、多頭飼育、個体能力の向上等を背景として、泌乳・生殖器病、産褥期疾患、運動器病等による死廃及び病傷事故の発生が多い傾向にある。これらの疾病に的確に対応するため、飼養状況の推移を注視しつつ必要な診療施設の整備を促進していく。

豚、鶏については農場単位の集団衛生管理への適切な対応を図るうえで必要な診療施設の整備を促進する。

また、競馬場以外の乗馬クラブ等の馬の診療については個人診療施設を中心に過剰な投資とならないように整備を促進する。

イ 南丹及び中丹地域

南丹地域は、乳用牛、肉用牛（肥育牛）、豚とも、府内の約半数を飼養する主要畜産地域であり、また、中丹地域はブロイラーの飼養が府内の約80%、採卵鶏の50%を占め、他の畜種についても南丹地域に次いで飼養頭羽数が多い地域で、両地域は、今後とも畜産の振興が見込まれる地域である。

肉用牛（肥育牛）については、呼吸器病、消化器病、泌尿生殖器病等による死産及び病傷事故が増加傾向にあり、これらの疾病に的確に対応するために必要な診療施設の整備を促進する。

乳用牛、豚、鶏については京都山城地域と同様とする。

ウ 丹後地域

丹後地域は、肉用牛の繁殖が盛んな地域であり、国営農地開発事業等により、飼料生産基盤の整備を行ったことで、飼料自給率が向上しており、今後とも畜産の振興が見込まれる地域である。

肉用牛（繁殖牛）については消化器病、子牛については消化器病や呼吸器病が多く発生しており、これらの疾病に的確に対応するために必要な診療施設の整備を促進する。

乳用牛、鶏については他の地域と同様とする。

第3 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

今後、家畜飼養戸数は減少するものの家畜伝染病予防法改正に伴う業務や府民からの食の安全確保に関するニーズの増加も見込まれる状況にある。

産業動物獣医師及び公務員獣医師について、平成32年度の確保目標を現状維持とした場合、退職者補充等として産業動物獣医師で11名、京都府に勤務する獣医師は21名を確保する必要がある。

	現在 (平成23年)	目標 (平成32年度)	確保数
産業動物獣医師	31	31	11
京都府に勤務する獣医師	94	94	21

2 獣医師の確保対策

獣医系学生の公務員や管理獣医師等産業動物分野への就業を誘導するため、獣医療関連施設における体験実習について広報を図るとともに、獣医師養成修学資金貸与事業の導入や女性が働きやすい職場環境作り等の推進を検討する。

また、管理獣医師の養成及び業務の円滑化については、予防衛生を中心とする的確な集団衛生管理技術等の研修と、各種検査成績に基づく衛生情報を提供することにより適切な獣医療が提供できる体制を構築する。

さらに、家畜保健衛生所及び農済連家畜診療所・生命科学系大学の連携のもとに、産業動物診療に必要な技術・知識習得の機会を提供する。

第4 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本府における獣医療を提供する体制の整備が必要な地域については、家畜保健衛生所の所管区域ごとに、京都山城地域、南丹地域、中丹地域、丹後地域の4地域に区分し、それぞれの地域を獣医療を提供する体制の整備が必要な地域として指定する。

なお、それぞれの地域に含まれる市町村は次のとおりとする。

地 域	地 域 に 含 ま れ る 市 町 村
山城地域	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹地域	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹地域	福知山市、舞鶴市、綾部市
丹後地域	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

第5 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 組織的な防疫体制の確立

家畜保健衛生所は、地域の家畜防疫の拠点機関として、農済連や個人開業獣医師等と連携を行い、家畜伝染病や不明疾病などに対するサーベイランス体制の強化を図るとともに、家畜飼養者への啓発、情報提供により、異常家畜を早期発見できる体制の構築を進める。

また、口蹄疫や高病原性及び低病原性鳥インフルエンザなど、極めて感染性の強い家畜伝染病が発生した場合に備え、府域や地域の家畜防疫会議や防疫演習などを通じて、家畜保健衛生所をはじめとする府の機関のみならず、市町村、関係機関等との連携の強化を図る。

さらに、関西広域連合、府県境防疫会議、病性鑑定ネットワークなどを活用し、近隣府県との連携を高め、情報交換、共有を行うことで、府県境をまたがる発生にも迅速な対応ができる体制を構築する。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

産業動物に係る効率的な診療体制の整備を図るため、獣医療に関連する施設が有する機能及び業務の有機的な連携の促進を図るものとする。

本府では現在、農済連、農業関係団体、家畜保健衛生所が中心となって獣医療の提供が行われているが、診療の的確化、迅速化を促進するため、家畜保健衛生所及び農済連を中心に、より高度な検査機器等の整備を促進することとし、家畜保健衛生所が所有する遺伝子検査装置、嫌気培養装置、蛍光顕微鏡、酵素抗体測定装置等の高度な検査機器や農済連が所有する血液電解質分析装置、ファイバースコープ等疾病の早期診断に必要な検査機器については、農業関係団体や個人開業獣医師等の利用促進を図る。

3 獣医療情報の提供システムの整備

獣医療関連施設相互の機能が十分に発揮されるよう、家畜保健衛生所、農済連家畜診療所等が家畜衛生情報や、抗体検査、生化学検査、食肉衛生検査等の成績を関係機関に積極的に提供し、それらの利活用を推進する。

また、生命科学系大学、研究所と学術協定を行うなど、情報・知識を共有することで獣医療関連施設の機能を向上する。

4 診療効率の低い地域に対する診療の提供

診療施設から遠隔地に位置する等により、獣医療の提供を受けにくい地域については、農済連家畜診療所をはじめとして、農業団体及び民間獣医師の協力を得て、獣医療の確保を図る。

なお、家畜保健衛生所が丹後地域で行っている診療業務については、民間の診療体制が整うまでの間は維持するものとする。

また、休日の家畜診療体制を整備し、診療要請の効率的な対応を図るため、京都府、産業動物診療実施団体、個人開業獣医師等により京都府休日等家畜急患診療協議会等を組織し、相互に協力しあいながら、畜産農家の要請に応じる体制の確保を図る。

第6 診療上必要な技術等獣医療に関する技術の向上に関する事項

産業動物に係る獣医療については、農場単位での集団衛生管理技術や超音波診断装置等による精度の高い診断技術に対する需要が増大するとともに、生産性の向上に資するための受精卵移植技術等を応用した高度な獣医療技術の提供が求められていることから、これらの新しい獣医療技術の開発・普及定着化を推進することとし、獣医師に対する獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備を図る。

また、小動物分野における獣医療については、飼育者のニーズに合わせたより高度かつ専門的な診療技術の提供と保健衛生指導の充実を促進する。

1 卒後・生涯研修

本府においては、今後、診療分野に獣医師免許新規取得者の参入が見込まれることから、年々高度化する獣医療に即応し、社会の要請に積極的に応じるとともに、実践的な診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令及び食品の安全性に対する理解の醸成等を図るため、公益社団法人日本獣医師会が実施する生涯学習等の研修会への積極的な参加促進を図る。

2 高度研修・臨床研修

(1) 産業動物分野

高度な検査診断技術や受精卵移植技術等については、家畜保健衛生所職員や試験研究機関の職員を中心に、国が開催する講習会、技術研修会への受講を促進し、新しい検査技術や先端技術の獲得を図るとともに、家畜保健衛生所等の施設を利用して地域の診療獣医師に対し技術の伝達を図る。

また、農済連や農業関係団体獣医師の臨床現場における獣医療技術の研修については、これからますます普及が進む集団衛生管理の普及に対応した家畜伝染病の侵入防止や慢性疾病の発生の低減等、予防衛生を中心とす

的確な集団管理衛生技術の提供が求められるため、診療獣医師が、集団管理衛生技術、農場経営、農場 HACCP に関する知識・技術等の修得を図る機会を増大させる。

さらに、飼養管理及び経営等を含む幅広い指導を行えるよう、臨床研修体制の充実を図るとともに、コンプライアンスや職業倫理等の再認識を促すため、社団法人全国農業共済協会や公益社団法人日本獣医師会等が開催する技術研修会等への参加を促進する。

(2) 小動物分野

小動物分野の獣医療については、飼育者から、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、より高度かつ広範な診療技術の提供と保健衛生指導が要請されており、府民生活における小動物の位置付けの向上等を背景として、この傾向は今後とも継続するものと考えられる。

したがって、小動物分野においては、飼育者のニーズに適切に対応した獣医療を提供しうるよう、社団法人京都府獣医師会等による研修会、講習会等を積極的に開催し、新規獣医師に必要な実践的な診療技術の修得や飼育者へのインフォームドコンセントのためのコミュニケーション能力の向上、コンプライアンスや職業倫理等再認識を促す機会を増大させる。

(3) 公務員分野

公務員分野においては、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉等の行政に携わっていく上で必要な知識・技術及び畜産関連産業等の知識・経験の修得を目的として実施される技術研修、講習会等への参加の促進を図る。

第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野

産業動物分野においては、家畜の健康増進を図り、疾病の農場への侵入防止を図るためにはバイオセキュリティーの考え方を取り入れ家畜飼養者自身が衛生管理を適切に実施することが重要であることから、公益社団法人京都府家畜畜産物衛生指導協会による自衛防疫活動の強化とともに、家畜保健衛生所が実施する家畜衛生対策事業等を通じて家畜飼養者に対する家畜衛生知識の普及・啓発に努める。

(2) 小動物分野

小動物分野においては、適切な健康管理を図るため、社団法人京都府獣医師会及び公益社団法人京都市獣医師会が中心となって動物愛護フェスティバルなどの開催を通じて家庭飼育動物及び府内小学校における学校飼育動物の健康相談等に対応し、飼育者に対する衛生知識の普及・啓発に努める。

2 広報活動の充実

府及び社団法人京都府獣医師会等関係団体は適切な獣医療に係る情報の迅速かつ正確な提供に努める。

3 災害発生時における獣医療の提供

府は、民間獣医師の京都府災害救援専門ボランティアへの積極的な登録を促進し、災害に伴う家畜の伝染病及び人獣共通感染症等のまん延防止に迅速に対応する。

4 人獣共通感染症サーベイランス

府は、社団法人京都府医師会、社団法人京都府獣医師会及び公益社団法人京都市獣医師会の協力のもと、動物で発症等した人と動物の共通感染症の発生動向調査・分析を行い、流行予測や発生予防に寄与する。

5 傷病鳥獣の救護体制

府は、京都市(京都市動物園)、福知山市(福知山市三段池動物園)、社団法人京都府獣医師会及び公益社団法人京都市獣医師会の協力のもと、市町村と連携し、傷病鳥獣の救護に努めるとともに、広報活動などを通じて適切な指導体制づくりを進める。

6 診療施設の整備

本計画に基づき産業動物診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。